

ハツ場ダム弁護団へのお誘い

弁護士 廣田次男(福島県弁護士会)

一、反対の理由

「ハツ場」と書いてヤンバと読む。群馬県北西部を流れる吾妻川に計画されているこのダムの建設計画反対理由は極めて多岐である。

第一に、当初の予算二一〇億が今年度になり四六〇〇億円に増額された。

しかし、現時に於いて付帯工事など一切を含めると、総経費は八八〇〇億と試算され、やがては九〇〇〇億から一兆円という金額に「成長」すると思われる。当初は小さな予算から出発し、追加工事の連発で膨張を続ける「小さく生んで大きく育てる」公共事業の典型である。

第二に、計画立案が一九五二年(昭和二十七年)で、その基礎データは一九四七年(昭和二十二年)のキャサリーン台風の際の数値である。昭和二十二年の日本は敗戦直後であり、山も川も今とは様相を異にした。

世間は移ろい変わっても「今時」までたつても止まらない「公共事業の一つである」。

第三に、治水上也全く不要と

思われる計画であるが、国交省は二〇〇年確率、即ち二〇〇年に一度の大雨には役に立つ」と言い張っている。旧建設省の河川防砂規準は「二〇〇年に一度の大雨」の計算式グラフを解説している。その規準の一四頁は「実際の雨がこのグラフに一致することは極めて稀である」と記載している。

第四に、昭和四五年六月一日、衆議院地方行政委員会に於いて、当時の文化庁文化財保護部長は、建設予定地について「ダムの基礎地盤としてはきわめて不安定である」、「大型ダムの建設場所としてきわめて不安な状況」、「ダムを建設する場所としては非常に不安定な地形」との答弁を繰り返している。

現在の建設予定地は約六〇〇m上流となったが、地形、地質に変化はない。

第五に、建設予定地付近の吾妻川は強酸性であり、一日当たり六〇トンもの中和剤が注入されている。この中和剤の大半がハツ場ダムに流入し、堆砂として蓄積されることになる。

以上は反対理由のホンの「上澄み」である。その他、浅間山噴火、文化財保護、自然環境、水質、地質、治水、利水、などなど、反対理由を並べたてただけで紙数が尽きてしまう。事実、反対理由を述べる書籍が複数出版されている。

二、反対運動

建設予定地の反対運動は計画立案と同時に発足した。即ち、一九五二年以来半世紀以上の歴史を有する。

東京、千葉など下流域の反対運動も宮々と続けられてきた。本年二月、これらの伝統的グループと市民オンブズマングループとの合同会議が持たれ、以後会合が重ねられた。

その結果、本年九月一日、ハツ場ダム建設により財政負担が発生する一都五県の住民が一斉に監査請求をなした。請求人の数は約五三〇〇人に及んだ。

その二日後、東京新宿住友ビルで約四五〇人が参加して監査請求報告集会が開かれ、田中康夫長野県知事が「脱ダム社会への道」と題する講演で最後を締め

た。

三、今後の予定

第一に意見陳述である。九月一日の監査請求提出の際、広大な傍聴席・パワーポイントの使用などの申入がなされている。「傍聴席に見せる意見陳述」を展開して運動飛躍の契機にした。

第二に住民訴訟である。今回の監査請求は、国交省に正面からケンカを売っている。如何に道理が通つていても各都県監査委員が認容するとは考えられない。今後は一都五県、六カ所の地裁に於いて、明治以来のこの国の治水政策の是非を廻る論争から始まる訴訟が展開されることになる。

反対運動はこの訴訟を基軸に様々な集会、イベントを組み合わせて進行することになる。

第三に、既に予定された集会として二月五日午後一時三〇分から東京渋谷ヤマハビルに於いて(提訴されているであろう)住民訴訟報告などを行う集会を予定している。

この集会には全国の反ダムの運動を展開してきた人々を結集し、反ダムの全国的連帯の契機としたい。単に国内だけでなく、国際的にも反ダムの世論は拡がっている。この集会が国際的にも反ダムの市民運動が連携できる契機になればと思っている。

四、弁護団へのお誘い

以上のような反対運動を予定しているの、当然ながら弁護士は絶対的不足の状況にあり、一人でも多くの参加が熱望されている。

残念ながら当面弁護団経費などを支弁出来る展望はない。しかしながら、弁護士として実に「やりがいのある仕事」になることは明白である。

五、権力との戦い

権力との正面からの対決のみでは余りに無謀であることは市民運動のこれまでの歴史から明らかである。二の矢、三の矢を持たない市民運動は「知恵の絞り方」が足りないのかも知れない。

一二月四日の会議までには、是非とも二の矢、三の矢の思案を深めたいと思っている。取り敢えず、別紙企画書を提するが、二月までには更に洗練されたものとしておきたい。

本文章は、自由法曹団への投稿文と内容が重なりますが、ご了承ください。